

審査基準

平成22年4月1日作成

法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項：第4条第1項
処分の概要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法令の定め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）、第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）、第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続）
審査基準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標準処理期間：7日間（ただし、行政庁の休日は含まない。）
申請先：保管場所の位置を管轄する警察署の交通課又は交通第二課
問い合わせ先：長野県警察本部交通部交通規制課規制係（電話026-233-0110）
備考：